

# 国際投資ルール構築と国内投資環境の整備を求める

2002年7月16日  
(社)日本経済団体連合会

## 国際投資ルールの必要性

- 加速化するグローバリゼーション 国境を越える投資は、物品及びサービス貿易と並び、わが国企業の国際ビジネスに不可欠
- (1) 多国間を包括する投資ルールが存在せず WTO新ラウンドでの本交渉に向けた作業部会での検討が開始されている。
  - (2) 二国間投資協定(1941件、2000年末)、投資分野を含むFTAの急増。他方、わが国の二国間投資協定は10件、FTAは1件に留まる。わが国企業は、諸外国の企業に比べて、投資先国における保護・自由化の面で不利益を蒙っている。

## わが国経済界が求める国際投資ルール

あらゆるチャンネルを活用

### 新ラウンド交渉におけるWTO投資ルールの策定

来年9月の第五回閣僚会議において全加盟国のコンセンサスを得て、本交渉を開始し、新ラウンド終了期限(2005年1月1日)までの妥結を強く求める。全加盟国の参加を促すため、途上国の開発政策に配慮し、「透明性」及び途上国に受け入れ可能な「自由化」に重点を置くべきである。

### 積極的な二国間・地域協定の締結

- (1) ASEAN : ASEAN諸国との二国間投資協定を早急に締結すべきである。中期的には幅広い分野を含む包括的経済連携協定(EPA)を締結し、投資分野を包含する。
- (2) 中国 : 中国との二国間投資協定(1989年発効)を高水準な内容に改訂すべきである。
- (3) その他の地域 : 韓国、メキシコとの投資分野を含むFTAの締結は急務。米国、カナダ、豪州、EU等とも、FTAを含む協力の枠組みを検討すべきである。

## 経済界が求めるモデル協定

投資の定義・範囲、透明性、投資保護(収用・補償、送金の自由)、自由化(最恵国待遇、内国民待遇\*、市場アクセス\*)、例外、開発条項、紛争処理手続き、二国間投資協定との関係

投資の定義・範囲、透明性、投資保護(収用・補償、送金の自由)、最恵国待遇、内国民待遇、パフォーマンス要求、キー・パーソネル、紛争処理手続き

\* 自国が約束した分野のみ自由化するポジティブ・リスト方式

## 国内投資環境の整備

- ・わが国政府は、企業の自由なビジネス活動を保障する国内投資環境を整備すべきである。
- わが国企業の設備投資の増大、外国からの投資促進を通じ、日本経済の活性化につながる。
- ( 具体的には、エネルギー、物流・流通・通信、社会資本整備等の低コスト化、実効法人税率の引き下げを含む税制改革、行政手続の簡素化・迅速化、規制改革特区を含む地方自治体の取り組み支援、通関手続の簡素化、対外的な広報活動の拡充等。 )
- ・投資に伴う優秀な人材の移動の円滑化も重要。 入国・滞在関連手続きの簡素化・迅速化。

対内直接投資のGDP比率

